



広島県報

定期
第 89 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

字の区域の廃止及び町の区域の設定	……………	(市町行財政室)	一
字の区域の廃止及び町の区域の変更	……………	(")	一
平成十八年広島県告示第四百十七号 (広島県立大野寮に おける食事料その他の特定費用の額) を廃止する告示	……………	(障害者支援室)	六
保安林予定森林にする旨の通知 (五件)	……………	(治山室)	六
道路の区域の変更 (二件)	……………	(道路河川管理室)	七
道路の供用開始	……………	(")	八
公告	……………		
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	……………	(文化・県民協働室)	八
准看護師試験の実施	……………	(医務看護室)	八
争議行為の予告	……………	(労働福祉室)	九
家畜商講習会の開催	……………	(畜産振興室)	九
県営土地改良事業の工事の完了 (二二件)	……………	(土地改良室)	一〇
砂利採取業務主任者試験の合格者	……………	(技術企画室)	一一
市町都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧	……………	(都市企画室)	一一
開発行為に関する工事の完了	……………	(建築指導室)	一一
土地改良事業の工事の完了	……………	(尾三地域事務所)	一一
公安委員会告示	……………		
遊技機の型式の検定の告示	……………		一三

告示

広島県告示第九百六十五号
 住居表示に関する法律 (昭和三十七年法律第百十九号) 第一条第一号に規定する街区方式
 による住居表示を実施するため、平成十八年十二月四日から、廿日市市の別図一その一に示
 す区域内の字の区域を廃止し、その区域をもって別図一その二に示す町の区域を新たに画す
 る旨、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定によって、廿
 日市市長から届出があった。
 平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第九百六十六号
 住居表示に関する法律 (昭和三十七年法律第百十九号) 第一条第一号に規定する街区方式
 による住居表示を実施するため、平成十八年十二月四日から、廿日市市の別図一その一に示
 す区域内の字の区域を廃止し、その区域をもって別図一その二に示す町の区域に変更する旨、
 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定によって、廿日市市
 長から届出があった。
 平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

別図1その1





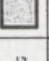
凡 例	
字〇〇	従来の字界、字名
[Shaded Box]	字の区域を変更又は廃止し、町の区域を設定する区域

別図1その2



凡 例	
字〇〇	従来の字界、字名
■	字の区域を変更又は廃止し、町の区域を設定する区域
〇〇丁目	新町界、町名

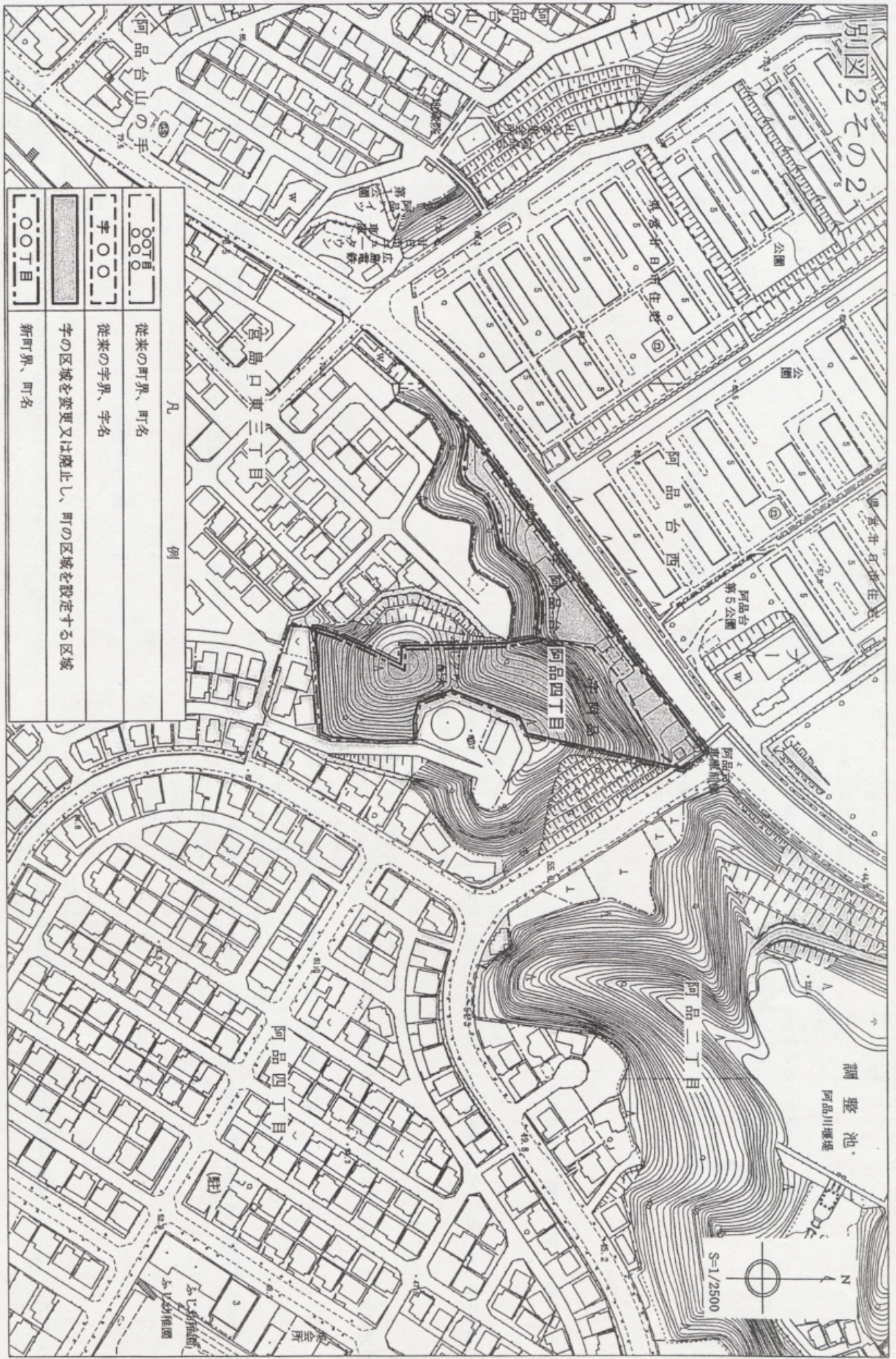
別図2その1

	従来の町界、町名
	従来の字界、字名
	字の区域を変更又は廃止し、町の区域を設定する区域

凡 例



別図2その2



○●○●	従来の町界、町名
字○○○	従来の字界、字名
■	字の区域を変更又は廃止し、町の区域を設定する区域
○●○丁目	新町界、町名

凡 例

広島県告示第九百六十七号

平成十八年広島県告示第四百十七号(広島県立大野寮における食事料その他の特定費用の額)は、平成十八年八月三十一日限り、廃止した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第九百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字鈴張字牛首三三二(次の図に示す部分に限る)、三三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字牛首三三二、三三七(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第九百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町近田字土地畠惣田八四七の一、字土地畠甲屋奥八五〇の一、八五一、八五二、八五三の一、八五三の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第九百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

福山市神辺町大字下御領字米道五〇の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び福山

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第九百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡安芸太田町大字六字上原二八七六の三、六〇二二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第九百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡安芸太田町大字六字上原二八七三、二九五七、六〇四七の二、六〇五一の二、六〇五三の三、六〇五五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第九百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年十二月八日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

中迫川北線

三 道路の区域

区 間	新旧		備考
	新	旧	
庄原市西城町大屋字石ヶ塔三番一地从先から庄原市西城町栗字細堂四八五番一地从先まで	三・五〇〇 二・四〇〇 二・二〇〇 三・六〇〇	三・五〇〇 二・四〇〇 二・二〇〇 三・六〇〇	敷地の幅員(メートル) 延長(メートル)
	一八・〇〇	一九・二〇〇	ダブルウェイ解除物件延長
	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	メイトル

広島県告示第九百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年十二月八日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
県道
- 二 路線名
上三永竹原線
- 三 道路の区域

区 間	新 旧		備考
	新	旧	
竹原市西野町字横ヶ坪二七番一地从先から 竹原市西野町字鹿ノ口一八七〇番一地从先まで	二九・〇〇 二〇・一〇	六・七〇 一四・二〇	敷地の幅員 (メートル) 延 (メートル)長
	五六二・八〇	五六二・八〇	幅

広島県告示第九百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年十二月八日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道上三永竹原線	竹原市西野町字横ヶ坪二七番一地从先から 竹原市西野町字鹿ノ口一八七〇番一地从先まで	平成一八年二月 二四日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特

定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。
 平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者 の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人エコー シュー 特定非営利活動法人エコーシュー	金子 廣光	広島県広島市西区大芝三丁目一四番二号	この法人は、助け合いの心を大切に市民と協力し、高齢者及び障害者への訪問介護に関する事業を行い、福祉の増進と地域社会の発展に寄与することを目的とする。	・特定非営利活動に係る事業の追加 ・特定非営利活動に係る事業の追加	平成一八年 一月九日
特定非営利活動法人エコーシュー	西尾 正子	広島県呉市山手二丁目一四番三・二〇四号	この法人は、呉市及びその周辺地域内の清掃活動をはじめ、呉市内を中心とするその周辺地域の緑化運動の推進や、市内の河川のクリーン運動などを中心に環境保全や、きれいな街づくり活動を実践することで、地域社会のコミュニケーションづくりや、環境保全に寄与することを目的とする。	・法人の名称の変更 ・特定非営利活動の種類 ・特定非営利活動に係る事業の追加	平成一八年 一月三日

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定によって、准看護師試験を次のとおり実施する。
 平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 試験の日時
平成十九年二月十五日（木） 午後一時から午後三時三十分
- 二 試験の場所
広島市安佐南区安東六丁目十三番一号
学校法人安田学園 安田女子大学
- 三 試験の方法
筆記試験
- 四 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

五 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 文部科学大臣の指定した学校において、二年以上看護に関する学科を修めた者（平成十九年三月三十一日までに修業する見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校において、三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成十九年三月三十一日までに修業する見込みの者を含む。）
- 4 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
- 5 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で看護師免許を得た者で、知事が適当であると認められた者。

六 受験の手続

1 願書の提出期間及び受付期間

平成十九年一月四日（木）から平成十九年一月十七日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く（郵送の場合は、平成十九年一月十七日までの消印があるものに限り受け付ける。）
受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 願書の提出先

広島県福祉保健部保健医療局医務看護室（〒七三〇・八五一 広島市中区基町一〇番五二号）

3 提出書類

(一) 受験願書

指定の用紙を使用し、必要事項をすべて記入すること。

(二) 受験資格を証明できる次の書類

前記五1から4に該当する者は、学校長又は養成所長が受験願書の所定欄を使用し作成した証明書を提出すること。
なお、修業見込証明又は卒業見込証明で受験した者は、平成十九年三月三十一日までに改めて修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

また、前記五5に該当する者は、事前に広島県福祉保健部保健医療局医務看護室に受験資格を確認の上、広島県知事が受験資格を認めたことを証明した書類等を提出すること。

(三) 写真（出願前六か月以内に撮影した正面・脱帽・上半身像の写真で縦六センチメートル、横四センチメートルとし、学校長又は養成所長が受験者本人と照合したものを）

七 受験手数料

六千九百円

この手数料は、六千九百円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の定められた位置にはって納めること。
なお、納付された受験手数料は返還しない。

八 受験票の交付

受付期間の最終日から二週間以内に交付する。

九 合格発表

平成十九年三月十五日（木）午前九時から平成十九年三月二十八日（水）午後五時まで、合格者の受験番号を広島県庁舎前の掲示板に掲示する。

十 合格証書の交付

試験の合格者で、修業証明書又は卒業証明書の提出のあった者には、合格証書を交付する。

十一 その他

1 受験願書等の用紙は、広島県福祉保健部保健医療局医務看護室で交付する。

郵送で請求する場合は、二百円切手をはった、あて先明記の返信用封筒（縦三十センチメートル、横二十一センチメートル以上のもの）を同封すること。

2 この試験についての問い合わせは、広島県福祉保健部保健医療局医務看護室（電話〇八二・五一三・三〇五七（ダイヤルイン））にすること。

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成十八年十一月十四日付けで広島赤十字・原爆病院労働組合執行委員長重光恵美から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。
平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

賃金その他の労働条件の改善

二 争議行為の日時

平成十八年十一月二十五日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島赤十字・原爆病院において、広島赤十字・原爆病院労働組合の組合員が従事する全

四 争議行為の概要

職場

あらゆる形の争議行為を行う。

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二の規定によつて、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

一 開催日時及び場所

開催期日	平成十九年一月二日及び平成十九年一月三日	時 間	両日とも午前九時～午後五時	場 所	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁本館六階六〇三会議室
------	----------------------	-----	---------------	-----	---------------------------------

二 講習科目及び時間

科 目	時 間	時 間 数
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六	
家畜の品種及び特徴	四	
家畜の取引に関する法令	四	

三 受講手続

1 受講申込書の提出期限

平成十九年一月十五日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律「昭和二十三年法律第七十八号」に規定する休日を除く。受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）

2 受講申込書の提出先
郵送の場合は、平成十九年一月十五日までの消印があるものに限り受け付ける。

広島県農林水産部農水産振興局畜産振興室（〒七三〇・八五一 広島市中区基町一〇番五二号）又は住所地を所轄する広島県地域事務所農林局若しくは農林局支局
郵送する場合は、封筒の表に「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書すること。

3 提出書類

受講申込書（別記様式）

写真は、受講申込書提出前六か月以内に正面から撮影した無帽・上半身像のものとする。

四 受講手数料

三千三百円

この手数料は、三千三百円に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の所定欄にはつ

て、納めること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

五 その他

この講習会についての問い合わせは、広島県農林水産部農水産振興局畜産振興室（電話「〇八二・五二三・三五九八」ダイヤルイン）又は最寄りの広島県地域事務所農林局若しくは農林局支局にすること。

別記様式

家畜商講習会受講申込書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

氏名

印

家畜商法 (昭和24年法律第208号) 第4条の2第1項の規定による家畜商講習会の受講を申し込みます。

写真のり付け欄
縦3.5cm
横2.5cm

広島県収入証紙のり付け欄
(.....円)
消印しないこと。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

東広島市所在の長谷地区県営土地改良事業 (ため池等整備事業) の工事が平成十五年一月十七日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

東広島市所在の山口池地区県営土地改良事業 (ため池等整備事業) の工事が平成十七年一月二十七日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の加屋地区県営土地改良事業 (ため池等整備事業) の工事が平成十一年二月二十二日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の光林寺地区県営土地改良事業 (ため池等整備事業) の工事が平成十一年三月二十六日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の古池地区県営土地改良事業 (ため池等整備事業) の工事が平成十一年九月二十二日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の川谷地区県営土地改良事業 (ため池等整備事業) の工事が平成十一年十二月十三日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

府中市所在の巳之口地区県営土地改良事業 (ため池等整備事業) の工事が平成十二年一月二十七日完了した。

平成十八年十一月二十四日

福山市所在の服部地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十二年三月十七日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市神辺町所在の青口地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十三年一月二十六日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の願成寺地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十三年三月二十七日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の狭間地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十四年一月二十五日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の福岡地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十四年二月二十八日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の柞磨大谷地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十四年三月十五日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の茂浦地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十五年三月二十六日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市新市町所在の大神原地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十六年一月二十六日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

神石高原町所在の市場地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十六年三月十一日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

神石高原町所在の寸田地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十六年三月二十六日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

神石高原町所在の田ノ迫地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十六年三月二十六日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市神辺町所在の昭和地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十七年三月八日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の奥地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十七年三月二十三日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤田雄山

福山市所在の山の神先地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十八年三

月二十七日完了した。
平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

福山市沼隈町所在の菅野地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十八年三月二十九日完了した。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成十八年十一月十日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。
平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

武田 和徳 五十嵐 浩司 蔵重 昌直 吉岡 賢治 幸野 潔
橋本 幸昌

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十條第一項の規定によつて、廿日廿市から、広島圏都市計画法地区計画廿日市駅北地区地区計画の決定に係る同法第十四條第一項に規定する図書(の写し)の送付を受けたので、同法第二十條第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安芸郡熊野町字太央一八九九番一、一八九九番三、一九〇四番一の一部、一九〇六番一の一部、一九〇七番一、一九〇七番三、一九〇七番四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区大手町三丁目一番一号

東亜地所株式会社

代表取締役 西本 昌弘

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三條の二第一項の規定によつて、届出があった。

平成十八年十一月二十四日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
世羅町	五反平	農業用道路整備事業	平成十七年三月一四日

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第98号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年國家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6條に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9條第1項の規定により告示する。

平成18年11月24日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P1080	告示の日(平成18年11月24日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRG XJ'75 KH4	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県名古屋市中村区 幡付町一丁目22番地)	左 同
6P1059	同上	同上	CRG XJ'75 KH3	同上	左 同
6S0830	同上	回胴式遊技機	キラーホーク	株式会社ジエイベーエヌ 代表取締役 綾部征四郎 (大阪府大阪市福島区福 島六丁目4番10号ウエス トビル)	左 同
6S0885	同上	同上	トリプルホーク	同上	左 同

6S0521	同上	同上	トリプル ホーク -30	同上	左同
6P1019	同上	ぱちんこ遊 技機	キ カイダー V S R イダー S F	株式会社ソニア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七 丁目201番地)	左同